

少年法61条と表現の自由

藤岡 進

倉敷芸術科学大学国際教養学部

(2000年9月30日 受理)

1. はじめに

少年による凶悪事件が相次いでいるが、1998年、大阪府堺市で起きた幼稚園児らの殺傷事件で、殺人罪等に問われた少年（事件当時19歳）が月刊誌「新潮45」による実名報道に対して損害賠償請求訴訟を起こした。一审の大坂地裁は原告の主張をほぼ認めたが、控訴審の大坂高裁は、一审の原告勝訴の判決を取り消して、原告の請求を棄却した。本件は、少年犯罪の実名報道を禁じた少年法61条、日本国憲法第13条を根拠とするプライバシー等の人格権と同憲法21条が保障した「表現の自由」を中心に争われた。本稿では、本件の一審判決と控訴審判決について比較検討を加えるとともに、「少年事件の実名報道と表現の自由」について論じる。

2. 殺傷事件の概要

本件の契機となったのは、いわゆる“通り魔事件”といわれた少年による殺傷事件である。事件は、1998年1月8日早朝、大阪府堺市の路上で起きた。シンナーを吸引して幻覚に支配された状態の少年が、通学途中の高校1年の女生徒に文化包丁で切り付けたあと、登園のためバスを待っていた幼稚園児の集団を襲い、逃げ遅れた5歳の女児を馬乗りになつて刺殺した。さらに、園児を助けようとした母親にも切り付け、重傷を負わせたものである。少年は、現行犯逮捕され、家庭裁判所で審判の結果逆送致された。同年3月5日殺人罪等で起訴され、2000年2月24日、大阪地裁堺支部で懲役18年の判決を受けている。

3. 損害賠償請求訴訟の概要

事件の被告であり、訴訟の原告である男性（犯行当時少年19歳）は、事件報道に関して、月刊誌「新潮45」が1998年3月号で、「ルポルタージュ『幼稚園児』虐殺犯人の起臥」と題する少年の顔写真と実名入りの記事を16頁にわたって掲載されたことに対して、少年法61条に規定する「実名で報道されない権利」を侵害されたとして雑誌発行元の株式会社「新潮社」と記事を執筆したノンフィクション作家の高山文彦氏、当時同誌の編集長だった石井昂氏に対し不法行為による損害賠償請求（計2,200万円）と「新潮45」に謝罪広告の掲載を求めたものである。（類似の裁判では、長良川リンチ殺人事件があり、「週刊文春」による少年の仮名報道に対する損害賠償請求訴訟で、不法行為の成否が最高裁で争

われている)。

4. 本件の争点

原告の主張は「プライバシー権、氏名肖像権、名誉権は、憲法13条によって保障されている基本的人権であり、犯罪被疑者が被疑事実について実名報道されると、これらの権利を侵害される。したがって、人はプライバシー権、氏名肖像権及び名誉権等の人格権から派生する人格的利益として『実名報道されない人格的利益』を有する。そして、家庭裁判所に付された少年は、少年法61条の規定により、人格的利益は『実名で報道されない権利』にまで特別に高められると解すべきである。本件の報道は、プライバシー権、氏名肖像権など人格権から派生する人格的利益の侵害である。また、被告らが、本件記事で実名報道したのは、営業目的のために、社会の覗き見趣味に迎合したものである」。

被告側の主張は「憲法21条に規定する『表現の自由』は、基本的人権の体系中、優越的地位を占める権利であるから表現行為によって他人のプライバシーや肖像権などの権利や利益を侵害した場合であっても、社会の正当な関心事を適切妥当な範囲内で伝えるものである限り違法性を阻却される。少年法の立法目的から推知報道が禁じられる場合があるにせよ少年の保護よりも国民の知る権利という社会的利益の擁護が強く優先するような場合には認められ、本件記事の報道は表現内容、方法において相当な範囲のものである。実名報道したのは、まれに見る凶悪事件で犯行当時あと半年で20歳になる少年の尊厳を認め、自分のしたことを分からせようとしたことと、被害者の鎮魂のためでもあった」。

5. 一審、控訴審判決の主文と両判決の比較検討

一審の大蔵地裁は1999年6月9日、原告の請求のうち損害賠償の一部を認容し、被告に対して連帯して250万円（このうち50万円は弁護費用）を原告に支払うよう命じ、謝罪広告の掲載については、原告の名誉を回復するのに適切とは言い難い、として棄却する判決を言い渡した。

この判決を不服として被告側が控訴し、控訴審の大蔵高裁判決は2000年2月29日、原判決中控訴人ら敗訴部分を取り消し、被控訴人の請求を棄却した。

本件は、少年法61条に反した報道、すなわち少年の実名や顔写真を雑誌に掲載して報道したことに対する司法の初めての判断である。少年法61条は「家庭裁判所の審判に付された少年、又は少年の時犯した罪により公訴を提起された者については、氏名、年齢、職業、住居、容ぼう等により、その者が当該事件の本人であることを推知することができるような記事又は写真を新聞紙その他の出版物に掲載してはならない」と規定している。

一審判決は、まず第1点として、本件の本人を特定する報道の不法行為の該当性について触れ、「本件事件で記述された実名をあげたうえで原告が犯罪の被害者であるという事実は、原告の名誉にかかわる事項であり、過去の生立ちについての事実は、一般人がその

立場に立てば、公開を欲しない私生活上の事項であって、かつ一般人には未だ知られていない事項と認められることから、原告は、右事項をみだりに公表されないことについて法的保護に値する利益を有すると認められる」としている。そして「無断で本件記事とともに顔写真が掲載されたことによって、原告が精神的平穏を害することは明確であるから原告はこうした不利益を受けない法的保護に値する利益を有する」とし、「その公表が公共的利害に関する事実の報道として公益を図る目的で行われたか否かを検討した結果、前示のような事項や写真を掲載されない利益が優越する場合はその公表が不法行為を構成し、損害賠償を求めることができる」と判示した。

第2点は、少年法22条（少年審判の非公開）と同法61条（推知報道）について解釈し次のような判断を示している。すなわち「少年法の非公開の原則は前示の法的保護に値する利益を保護する一方、少年法の精神を受け、少年個人の更生を図りつつ、再犯を予防するという刑事政策的考慮にも基くと解される」とし、「61条は、推知報道を禁止することにより、非行少年について氏名、年齢、職業、住居、容ぼう等がみだりに公表されないという法的保護に値する利益を保護するとともに、公共の福祉や社会正義の観点から、少年の有する利益の保護や少年の更生につき優越的地位を与え、強い保障を与えようとするものと解される」としている。したがって「本人であることがわかるような方法で、一般人がその立場に立てば公開を欲せず一般人には未だ知られていない事項や顔写真等が報道された場合、それが例外なく直ちに被掲載者に対する不法行為を構成するとまでは解しえないものの、成人の場合と異なり、本人とわかるような方法で報道することが、少年の有する利益の保護や少年の更生といった優越的利益を上回るような特段の公益上の必要性を図る目的があったか否か、手段・方法が前述の目的からみてやむを得ないと認められることが立証されない以上、その公表は不法行為を構成する」とし、「公表で被った精神的苦痛の賠償を求めることができる」と判示した。

以上のことから、一审判決は、悪質重大な事件を引き起こし、社会一般に大きな不安と衝撃を与えたとする被告の主張は認めたが、原告は現行犯逮捕されており、社会防衛上実名、顔写真を公表する必要性はないとしたし、被告の調査報道との主張も認めなかった。また、被告側は、本件事件が少年法の対象とする「非行」の域を超える凶悪な犯行であること、犯行時あと半年で20歳となる者であったことを実名報道の理由としたが、判決は「公表されない法的利益等を上回るような特段の必要性があったとはいえない。少年法が一律に20歳未満の者を少年と定め、犯罪行為を行った少年については成人とは異なる処遇を行うという施策を探っている以上、成人に近い年齢だったからといって、原告を他の少年と区別すべきとなしえない」と原告の主張を退けている（大阪地裁平成10年ワ4322号、平11・6・9民事8部判決、裁判長裁判官三代川三千代、裁判官中村慎、裁判官坂口裕俊は転任のため署名できない・判例時報1679号）。

これに対して控訴審は下記のように判決を下した。

第1点は、まず日本国憲法の13条に根拠を求める個人のプライバシー権、肖像権、名誉権が侵害された場合、同憲法21条1項の表現の自由の保障とプライバシー権等の侵害との調整においては、「表現の自由の憲法上の地位を考慮しながら慎重に判断しなければならない」とし、「表現行為が社会の正当な関心事であり、かつ表現内容・方法が不当なものでない場合には、その表現行為は違法性を欠き、違法なプライバシー権等の侵害とはならないと解するのが相当である」との判断を示した。

さらに第2点として、一審判決で採用した「みだりに実名を公開されない人格的利益が法的保護に値する利益として認められるのは報道の対象となる個人について、社会生活上特別保護されるべき事情がある場合に限られる。そうでない限り、実名報道は違法性のない行為として認容されるというべきである。少年法61条は、少年の健全育成を図るという公益目的と少年の社会復帰を容易にし、特別予防の実効性を確保するという刑事政策的配慮に根拠を置く規定であると解すべきであり、罪を犯した少年に対し実名で報道されない権利を付与しているものと解するべきでない。仮に実名で報道されない権利を付与しているものと解する余地があるとしても、少年法が違反者に対して何等の罰則も規定していないことにかんがみると、表現の自由との関係において少年法61条が当然に優先するものと解することもできない」とし、「表現の自由とプライバシー権等の侵害との調整においては、少年法61条の存在を尊重しつつも、なお表現行為が社会の正当な関心事であり、かつその表現内容・方法が不当なものでない場合には、その表現行為は違法性を欠き、プライバシー権等の侵害とはならない」と判断した。そして「本件犯罪事実は極めて凶悪重大であり、被控訴人が現行犯逮捕されていることと、被控訴人とは何の因縁もないにもかかわらず無残にも殺傷された被害者側の心情をも考慮すれば、実名報道をしたことが直ちに被控訴人に対する権利侵害とはならない。本件記事に実名が記載されたことにより、被控訴人が社会復帰した後の更生の妨げになる可能性が抽象的にはあるとしても、そして更生の妨げになる抽象的な可能性をも排除することが少年法61条の立法趣旨であるとしても、そのことをもって控訴人らに対する損害賠償請求の根拠とすることはできない」とした。さらに顔写真の掲載の必要性については「疑問を感じる」としながらも、「犯罪報道における被疑者等の特定は、犯罪ニュースの基本的要素であって犯罪事実と並んで重要な関心事であること、本件事件の重大性にかんがみるならば、写真掲載をもって表現内容・方法が不当なものであったとまではいえず、被控訴人に対する権利侵害とはならない」との判断を示した（大阪高裁平成11年ネ2327号、平12・2・29民事9部判決、裁判長裁判官根本眞、裁判官鎌田義勝、島田清次郎・判例時報1710号）。

以上のように、一審、控訴審判決で争点となったのは、憲法13条を根拠とするプライバシー権、氏名肖像権、名誉権と同21条1項の「表現の自由」との関係である。一審判決は、原告の主張する人格的利益を認め、原告の実名、写真報道によるプライバシーの法的保護を重視し、不法行為が成立するとしている。しかし、当然比較衡量しなければならな

い同21条1項との関係についての判断は回避している。

これに対して、控訴審判決は、原告の人格的利益と憲法の「表現の自由」を比較衡量し、表現の自由をより重視する判断をしている。憲法13条を根拠とするプライバシー権等はもちろん重要な人権保障だが、憲法21条1項の表現の自由は民主主義社会の中で優越的な地位を保障されなければならないとされる。その点で控訴審判決は、プライバシー権等より表現の自由を重く見る判断をしたとみられる。田島泰彦は「被疑者であることや非行の事実など少年審判や刑事裁判に関わる優れて公共的な事項を、私事性に基礎をおくプライバシーに関連させて理解し『公表されない利益』とした一審の判断には疑問が残る。プライバシーの利益や少年の更生、再犯予防という刑事政策的配慮をもって憲法上の優越的権利である表現の自由を規制できるかは憲法上やはり疑問」⁽¹⁾としている。今回の訴訟で不法行為を認定する場合に憲法21条1項と憲法13条を根拠とするプライバシー権等の人格権との関係をどのように調整するかが焦点だったが、一概にはいえないものの原則的には21条1項は公権力・公人に対しては表現の自由をプライバシー権等よりも優先させるべきであり、私人・私事に対してはプライバシー権等を表現の自由より重く見るべきであろう。

6. 少年法と少年犯罪

以上、両判決を比較検討したが、次に少年法と少年犯罪について考察する。少年法の目的は、犯罪を含む非行少年に対して、性格の矯正や環境の調整を図りながら、その健全育成を達成することとされる。言い換えれば、少年が行った行為の責任を刑罰などの制裁を受けることで精算させるよりも、少年に自らの行為の責任を自覚させる働きかけをしながら、その非行性を克服させることを狙っているといってよい。それが、社会全体の利益にかなうものとされ、国連の「児童の権利に関する条約（The Convention on the Rights of the Child）」（1989年国連総会で採択、1994年に日本も批准）にも明記されている考え方である。このように少年法は、刑事政策と福祉政策との接点に位置する法律であるということができる⁽²⁾。

現行少年法は戦後の混乱期の1949年（昭和24年）改正、施行された。旧少年法は記事掲載禁止事項に違反すれば「1年以下の禁固または1000円以下の罰金」を科していたが、現行少年法ではこの罰則規定を削除した。それはいうまでもなく、日本国憲法で保障された「表現の自由」規定への配慮と少年法の社会的機能に照らして、規定の遵守をできるだけ社会の自主的調整、言論界の自主性に委ねようとしたことによる。

その理念は理解できるが、憲法との関係で少年法は問題がないわけではない。例えば、少年審判をすべて非公開にする一方で少年の刑事裁判については成人の刑事裁判と同様に公開としている点である。少年審判の非公開が憲法21条、82条（裁判公開の原則）に反しないか否かの最高裁判例はないが、下級審では「家庭裁判所の少年事件は訴訟事件に属し

ていないので少年審判の非公開は憲法82条に抵触するとは考えられない」とし、近年、プライバシー権を重視する方向にあり、訴訟事件でも非公開の裁判を認めるべきとの主張もある。森田宗一も「少年審判の非公開性は秘密主義ではなくプライバシーの尊重がその趣旨」⁽³⁾としている。しかし、松井茂記や飯田正剛が指摘しているように少年審判が非公開であるため、被害者の知る権利に応えられず、報道も制約され、結果的に国民は大きな社会的関心事である少年事件については審判の内容の詳細を知ることができない。憲法82条の規定は密室裁判による人権侵害の防止や司法の民主的監視、少年（刑事）事件の政治的、歴史的、社会的意義の観点から市民の知る権利を保障したものであり、その意義は、できるだけ少年事件にも実現されるべきである。また、少年法61条は「少年のとき犯した罪により公訴を提起された者」についても適用されるが、この場合、少年は原則として通常の刑事手続きに基づいて、公開の法廷で審理される。傍聴人は少年の氏名、容ぼうなども知ることができるのに、マス・メディアによる少年の推知報道はやはり61条によって禁止されている。しかも禁止に時間的限定はなく、少年が成人になってからも、少年の死後も禁止は続き、少年が成人して再び、同じ罪を犯しても少年の時に犯した罪については報道が制約される。一方で前述したように国民もマス・メディアも少年の起こした事件やその原因、背景に関心が深い。ケースによっては、比較衡量の上国民の知る権利の方が少年の権利を上回ることもありうる⁽⁴⁾⁽⁵⁾⁽⁶⁾。こうした点と憲法21条1項、82条との関係についてさらに掘り下げた議論が必要である。また、最近17歳少年の凶悪犯罪が相次いでいるが、少年法51条は、罪を犯すとき18歳未満の者には、死刑をもって処断すべきときは、無期刑を科し、無期刑をもって処断すべきときは、10年以上15年以下の懲役又は禁固を科する、とし、58条は少年が懲役又は禁固の言い渡しを受けた者には、無期刑については7年を経過すれば、仮出獄を許すことができるとしている。こした少年法の特別な扱いが18歳未満、とりわけ17歳少年の凶悪犯罪を助長しているとの指摘もある。特に被害者から批判が強い。「少年の刑事罰年齢を現行の16歳以上から14歳以上に引き下げる」「殺人など凶悪事犯の場合、原則家裁から検察への送り返し」などの少年法の改正が行われることになった。しかし、少年法はあくまでも「厳罰」より「保護・育成」を理念としている。その点では、前述したように国連の「児童の権利に関する条約」の理念とも合致しており、この精神は尊重しなければならない。少年の凶悪犯罪が、法律による「厳罰」によってすべて解決するとは思えず、極めて根の深いさまざまな要因が考えられる。司法、医療、教育、行政など総合的な見地からの取り組みが必要である。

一方で現実に発生する少年の凶悪事件で、権力や社会による被害に対する予防・保護が不可能だとしたら、犯罪情報を知ることによって自らを守り、犯罪を予防するためにも情報公開は欠かせない。村井敏邦は「犯罪にかかる情報に関しては、公共の利益にかかわっているということで、それを公開することの利益がプライバシーの保護に優先すると、一般的には考えられる。しかし、犯罪情報については加害者、被害者ともに一般の情

報以上にプライバシーの保護が求められる。加害者のプライバシーについてもまったく無視されてよいものではない。加害者のプライバシー侵害を正当化するだけの公開の利益があるかは、やはり検討が必要である」⁽⁷⁾と述べているが、「保護」を重視するあまり秘密主義に陥ってはならないし、少年審判の内容をすべて非公開とするのは知る権利に背くものといえよう。私的なプライバシー権は当然尊重すべきだが、情報はできるだけ公開することが望ましい。特に被害者に対しては、少年審判の経緯やその後の少年の措置について報告すべきであろう。神戸市須磨区児童殺害事件を契機に少年審判決定が公開されるようになり、岡山県邑久郡の少年による金属バット殴打事件で岡山家庭裁判所が特別少年院送致の保護処分決定をした際も審判を担当した裁判官名で決定処分が公表された。審判決定内容の公開によって市民が少年事件を自分のこととして真剣に考えることができるなど知る権利の立場から評価できる。ただ、一部で公開の動きはあるものの現行少年法の規定は、規制の程度、方法などに、表現の自由や情報公開などの点で不十分である。田島は「刑法などを中心とするこれまでの議論は、少年法による規制を不動の前提にし、少年の保護の観点に一面的に偏し、憲法の表現の自由の視点が欠落しているのではないか。憲法の保障する報道の自由や知る権利、情報公開などの諸価値を踏まえた議論になっているとはいひ難い」とし、「問題が少年の権利と報道の自由や情報公開がかかわるとすれば、優越的な地位を保障される表現の自由の価値を踏まえた適切な調整が、規制の程度や手法などに即して探求されなければならない」⁽⁸⁾としている。

7. 少年事件と報道姿勢

わが国では、犯罪報道のあり方が問われているが、その焦点は少年報道である。少年事件報道で近年大きな問題になったのは、神戸市須磨区の児童殺傷事件である。この時は、雑誌「フォーカス」が少年の顔写真を掲載し、「文芸春秋」が事件の検事調書を掲載し、少年法で保護されている少年の人権の観点から報道の妥当性が問われた。堺市の幼稚園児等殺傷事件では、新聞、放送各社、NHKは神戸事件と同様に、少年法61条、日本新聞協会の方針にしたがって少年の実名や顔写真、住所などの掲載を控えたが、「新潮45」だけが少年の実名、中学校卒業時の顔写真、少年の複雑な生い立ち、シンナーでの過去の補導歴などを詳細に掲載した。

今回の訴訟の被告になった「新潮45」を発行する新潮社は、記事の末尾に要旨次のような編集部名の掲載理由を掲載した。

「①15歳の女子高校生を刺し重傷を負わせた上に、逃げまどう5歳の幼女を殺害し、それをかばおうとした母親まで襲うというまれに見る残酷非道の犯罪であること②犯人は、あと半年で20歳になるにもかかわらず『19歳少年』と匿名化され、事件の本質が隠されていること③少年法が著しく現実と乖離していること④以上の論拠について、編集スタッフおよび筆者の全面同意が得られたことから、事件が相次ぐ中で、いまこそジャーナリズム

にたずさわるものとして小誌はタブーを排し、『事件』の深い取材と分析をすべきだと考えてています」。

以上の掲載理由の見解には、もっともといえる文面もあるが、実際の報道は、少年の中学生時代の顔写真を掲載するなどその内容については国民の厳しい批判にさらされた。

次に、少年犯罪と報道の自由をめぐる問題は、各国共通の課題である。わが国でも、相次ぐ少年の凶悪犯罪に少年の保護・育成の処方箋を探しあぐねている。ジャーナリズムに対しても、商業主義や少年事件の不用意な取り上げ方に世論の厳しい批判がある⁽⁹⁾。新聞、放送各社が加盟する日本新聞協会も報道の自由と少年法61条の問題についてはこれまで議論を重ねており、少年法第61条の扱いについて以下の方針を定めている。

「少年法第61条は、未成熟の少年を保護し、その将来の更生を可能にするためのものであるから、新聞は少年たちの“親”的立場に立って、法の精神を実践すべきである。罰則が付けられていないのは、新聞の自主規制に待とうとの趣旨によるものなので、新聞はいっそ社会的責任を痛感しなければならない。すなわち、20歳未満の非行少年の氏名、写真などは、紙面に掲載すべきでない。

ただし、日本新聞協会は、法務省人権擁護局担当官、東京家庭裁判所判事との話し合いで以下の例外規定を定める。

1、逃走中で、放火、殺人など凶悪な累犯が明白に予想される場合

2、指名手配中の犯人捜査に協力する場合

など、少年保護よりも社会的利益の擁護が強く優先する場合については、氏名、写真の掲載を認める除外例とするよう当局に要望し、かつこれを新聞界の慣行として確立したい」

（「日本新聞協会の少年法61条の扱いの方針」1958年12月16日）

このような例外規定を法律規定に関連して設けること自体、立法を骨抜きにすることになりかねず決して好ましいことではない。むしろ少年法を改正して例外規定を明確に盛り込むか、61条を削除して裁判官の裁量に委ねるか、イギリスのメディアコードによる規制のように少年法と切り離して独自のルールをつくり、報道の自由と市民の権利の調整にあたるべきではないだろうか⁽¹⁰⁾。例外規定を認知する以上、山田が指摘しているように「少年法61条をジャーナリズム問題として考え、表現の自由の問題としてとらえない」⁽¹¹⁾こととして理解するしかないようと考える。

以上の日本新聞協会の方針に沿って同協会加盟の報道各社は少年事件の扱いを個々に定めている。例えば、地方紙、民放各社等が加盟する共同通信社は、少年法61条の規定に基づき20歳未満の非行少年の氏名、写真を紙面や放送に出さない方針を確立している。犯罪発生時に少年だった者は、その後、逮捕、送検、起訴、裁判などの際、成年に達していても原則として匿名にすることにしている（記事を書くための基準集・共同通信社1998年）。朝日、毎日、読売など全国紙、中日、北海道などブロック紙などもほぼ同様の規定を設けている。また、日本放送協会（NHK）も少年事件と教育現場の事件について同様

な扱いを設けている。特に少年犯罪だけでなくいじめや校内暴力について、氏名を伏せた場合は、学校名や地域名も詳しく書かないように注意することとしている。ただし、いじめ・校内暴力などの問題が学校内にとどまらず地域や社会の問題となる場合や、学校の指導に重大な責任があるときは、学校名を報道することもありうる、としている（NHK番組基準ハンドブック1996年版）。

ただ、各社の規定を詳しく見ると、法による報道禁止項目の内容に序列を付けているケースもある。山田によれば、神戸市須磨区の児童殺害事件では、新聞は年齢については、断わり書きのないまま掲載し、職業に該当する学校名は何らかの断わり書きを添えて掲載、氏名、顔写真は不掲載としている。また、氏名より写真の方に、より報道しない価値が高いと考えていると見られる。神戸事件に関連して報道界のルール破りが常態化したかの印象を受けるが、問題とされるのは特定の雑誌やインターネットによるケースである。新聞については近年少年犯罪の匿名報道が定着しているといってよい⁽¹²⁾。神戸事件でも経験したが、インターネットや携帯電話など新たな情報発信にどう対処するかも課題である。IT時代を迎えて、さまざまな情報が氾濫し、販売競争が激しくなるほど犯罪報道がより露骨になる傾向がある。日本新聞協会加盟社は少年法61条の規定に原則として従っているが、その自制、手控えた部分に他の隙間情報企業（例えば雑誌）が入り込み、興味本位でスキャンダラスな情報を流す。一部雑誌ジャーナリズムは「報道の自由に挑戦している」と正当性を主張するが、私生活を暴露し「覗き趣味」にこたえることによって企業利潤を追求する傾向が顕著である。より凶悪で、特異な犯罪、ことに審判の非公開や推知報道の禁止をしている少年犯罪では国民やマス・メディアは余計に「知りたい」「見たい」衝動にかられる。いきおいマス・メディアの過剰報道に期待する。マス・メディアも本来の主体的な報道基準である「公益性のある報道価値」を逸脱し、「読者、視聴者のニーズ」にこたえる興味本位の報道に傾斜する。近年、民放テレビでもその傾向が著しい。もちろん、すべて「世のために」報道する必要はないが、「マスコミは第4の権力」といわれる影響力を自覚し、品位を保たねばならない⁽¹³⁾。

今回の訴訟の被告となった新潮社の「新潮45」に対する実名報道に対しては厳しい批判があった。戦後の日本は民主主義が一応定着し、戦前・戦中のように表現の自由を侵されることはあるまい。憲法に定める表現の自由は重要な規定である。しかし、それは主として公権力、公人に対してのものであって、私事、私人についてプライバシー権を侵害してまで報道することを容認しているわけではない。表現の自由に関し、公私の区別をどこでつけるか難しい問題だが、少年法の規定いかんを問わず、それこそ憲法が保障する人権尊重の原理を重視する姿勢こそ、ジャーナリズムの基本であり、私事の取材・報道には思いやりと慎重さを、公権力には勇気と大胆さが求められる。

9. おわりに

本件は、園児らを行きずりに殺傷した特異な少年の凶悪事件で、事件の被告が損害賠償請求訴訟では、原告となって実名報道による不法行為を主張したことは国民感情からして受け入れられない面があったことは否めない。控訴審判決は、少年法の精神よりも国民の知る権利に応えるべく憲法の表現の自由を重視したが、少年法を憲法違反と決めつけているわけではない。本件は一審、控訴審とも少年問題に対する報道のあり方が問われたが、特異な少年犯罪報道を商品化し金儲けの道具にするようなことがあってはならないし、応報感情をむき出しにしての制裁は慎むべきである。一方で、少年犯罪は一部で凶悪化、異常化しており、社会病理として深刻に受け止めなければならない。少年犯罪の推知報道をすべて規制することで、こうした少年犯罪の予防と犯罪少年の更生がより前進すると言はれることは言いつづけない。推知報道は自制するとしても少年事件を広く、深く掘り下げて報道することによって現代の人間社会に起きているさまざまな事象について市民に問題提起することはジャーナリズムの大きな使命と考える。ジャーナリズムは少年法の理念を理解しつつ、社会病理に対して果敢に迫っていくことが必要である。表現の自由、報道の自由は民主主義社会では、重要な憲法規定だが、少年法61条が罰則規定を設けていないのは、前述したようにメディアの自主的な倫理の確立を期待しているからにはかならない。表現の自由は本質的には法的規制になじまず、ジャーナリズムの自律的規制に任せるべきである。ジャーナリズムは権力におもねらず、自由な判断で多様な言論・報道を展開することが大切である⁽¹⁴⁾。

本稿は本件の一審、控訴審判決を比較検討し、論じた。雑誌「新潮45」は控訴審判決の後2000年4月号で判決の評論記事などと少年犯罪被害者2名の手記を掲載し控訴審判決の正当性を主張している。被害者の人権は優先して尊重すべきだが、被疑者少年の顔写真等の掲載が報道倫理を考える上で妥当、適切であったとは思えない。控訴審判決によって表現の自由が認容されたからといって、ことさら、個人のプライバシーにかかる事項を暴露するような取材、報道は厳に慎まねばならない。本件事件や神戸市須磨区児童殺害事件の雑誌報道で経験したように、そのことによって法務省の勧告を受けるなど権力の介入を招き、表現の自由が侵害される恐れがあるからである。

引用・参考文献

- 1) 田島泰彦・新倉修編「少年事件報道と法186頁」(日本評論社、1999年)
- 2) 澤登俊雄「少年法10・11頁」(中公新書、1999年)
- 3) 森田宗一「少年審判における秘密性—特に氏名等の記事掲載禁止について」(ジュリスト165号30頁、1958年)
- 4) 松井茂記「犯罪報道と表現の自由」(ジュリスト1136号36~38頁、1998年)
- 5) 飯田正剛「少年事件と情報公開」(法律時報70巻11号21頁、1998年)
- 6) 松井茂記「少年事件と報道の自由」(民商法雑誌120巻2号、1999年)

- 7) 村井敏邦「少年事件と情報公開」(法学セミナー527号67頁、1998年)
- 8) 田島泰彦・新倉修編「少年事件報道と法・少年事件と表現の自由 9 頁」(日本評論社、1999年)
- 9) 原寿雄「少年事件と法・マスメディアの商業主義と少年審判の閉鎖主義—少年事件をめぐる問題点39頁」(日本評論社、1999年)
- 10) 同「少年事件報道と法・国際的動向108・109頁」(日本評論社、1999年)
これに関連するが、田島泰彦、原寿雄、桂敬一、飯室勝彦ら有志7名は『世界』1999年11月号誌上で《メディアと市民・評議会》を提案し、報道の自由とメディアによる人権侵害、倫理逸脱に対処し、市民のアクセス権を確保する自主・自立の仕組みの必要性を共同提言している。
- 11) 山田健太「『少年保護』と表現の自由」(ジュリスト1136号52頁、1998年)
- 12) 山田「同」(同50, 51頁)
- 13) 山田「同」(同54頁)
- 14) 原寿雄「少年事件とジャーナリズム」(法律時報70巻11号 8・9 頁。1998年)

The Article 61 of the Juvenile Law and Freedom of Expression

Susumu FUJIOKA

Faculty of College of Liberal Arts and Science for International Studies,

Kurashiki University of Science and the Arts,

2640 Nishinoura, Tsurajima-cho, Kurashiki-shi, Okayama 712-8505, Japan

(Received September 30, 2000)

On Jan. 8 th, 1998, a 19-year-old young man suddenly attacked three passers-by on the street of Sakai-shi, Osaka Prefecture. He killed a kindergarten girl and injured some others including her mother.

In this case, Osaka District Court—Sakai Branch sentenced him to 18 years' imprisonment on the charge of his murder and injury.

Monthly magazine "Shincho 45" reported this case under his real name. However, we have the fact that the Article 61 of the Juvenile Law prohibits the report of the juvenile delinquent's real name if the criminal is under 20 years old.

The youth filed a suit against the magazine company and the reporter, insisting that the report of his real name was against the Juvenile Law and the Article 13 of the Japanese Constitution, which respects people's privacy.

The district court sentenced the defendants to pay 2,500,000 yen, admitting his insistence.

On the contrary, Osaka High Court laid stress on the freedom of expression guaranteed by the Article 21 of the Japanese Constitution, and turned down the local court's judgment.

In this paper, comparing the high court's judgment with the district court's one, I will examine the tie-in between the real name's report and freedom of expression.